

# 勘定奉行石谷清昌の植林事業と小堀氏支配所

高橋 伸拓

## 1. はじめに

本稿は明和4～7年(1767～1770年)に摂津国島下郡の京都代官小堀氏支配所(幕領・除料)で行われた勘定奉行石谷清昌の植林事業について検討するものである。

勘定奉行石谷清昌は、宝暦9年(1759年)から安永8年(1779年)まで勘定奉行、宝暦12年から明和7年では長崎奉行を兼帯して務め、田沼政権下において殖産興業政策に取り組んだ人物である。石谷は、宝暦～安永期に北遠地方や信州伊那山などの諸国御料で、差木による植林事業を実施し、飛騨幕領では元伐(木材)生産を中止にする休山政策を通達するなど、幕府の林野行政を主導的に担い、育林政策を志向・推進していた(佐藤1980・田原2005・高橋2011)。

石谷清昌とその配下の長崎在勤勘定方は、幕政上初めて育林事業を立案・実行し、その事業は幕府山林行政において育林という発想の原点と評されている。石谷の事業は差木による植林が特徴で、主に山林地域・林業地帯における展開が検討されてきた。

京都代官小堀氏の支配所であった摂津国島下郡の幕領・除料の村々も石谷の植林事業が通達され、植林を実施している。この小堀氏支配所はほとんどが平野部にあり、山林地域・林業地帯以外で植林事業が実施されていたのである。平野部ではどのように実施されたのかを踏まえることで、石谷の事業の意義をより深く考察できる。

以上を踏まえて、小堀氏支配所の植林事業を検討する。具体的には摂津国島下郡上野村を取り上げる。上野村の植林についての史料は一部が紹介されているものの(茨木市史編さん委員会2009)、この史料の性格や歴史的背景については触れられていない。そこで、関連史料を加えて、植林事業の実態を検討し、その意義を考察する。

## 2. 摂津国島下郡の小堀氏支配所

ここでは摂津国島下郡の小堀氏支配所の村を確認する。明和4年(1767年)11月当時の摂津国島下郡の小堀氏支配所は、幕領は一津屋村(1205

石余・1給)、新在家村(308石余・1給)、島村(861石余・3給)、沢良宜浜村(280石余・1給)、丑寅村(15石余・2給)、乙辻村(214石余・1給)、鶴野新田(192石余・1給)、別苅村新田(25石余、別府村2給)、太中村(342石余・1給)、穂積出作(148石余・2給)、上音羽村(34石余・2給)、小坪井村(589石余・1給)、除料は上野村(179石余・1給)、下中条村(201石余・2給)、鮎川村(383石余・2給)、吹田村(1132石余・4給)である(註1)。

仙洞料は、上皇不在時は旧料・除料と称して、京都代官小堀氏が管理した。除料も石谷清昌の植林事業の対象となっていた。上音羽村を除いて、これらは平野部の村である(註2)。

次に、上野村の概要を確認しておく。地理的には佐保川と勝尾寺川が合流し、茨木川となる地点にある。川の合流地点にあり、水量が増えることから、洪水の被害を受けることがあった。村内を西国街道が横断している。田畑が広がり、田勝ちの村である。山林はなく、木に関わる生業を行っていたわけでもない。なぜ上野村で植林事業を実施したのかという疑問が生じる。この点は後述する上野村の植林の内容から考えてみたい。

続いて、これらの村に通達された石谷清昌の植林事業を検討する。

## 3. 石谷清昌の植林事業の通達

信濃国伊那山では宝暦14年(1764年)に差木事業が通達されているが(田原2005)、小堀氏支配所の上野村においては、明和4年(1767年)閏9月に石谷の事業の通達を確認できる。

### (1) 明和4年閏9月の浜方村々への通達

まず、明和4年閏9月の浜方村々に対して出された覚書をみってみる。

【史料1】上野村文書60-5

(表紙)

被 仰渡書 式冊

」

濱方有之村々江松苗仕立并琉球芋仕付試儀且塩畑等之儀ニ付覚書

一松かさを取集土をねり其中へ松かさを入ねりませ置、浪打キわの砂を一鍬通り二筋ニ而も三筋ニ而もうねを立、石土之俣蒔付させ可被申候

一此節取集候松かさ何程有之候共、先半分此節蒔付残之分ハ春彼岸まで<sup>(農カ)</sup>圍ひ直彼岸頃ニ至り前書之通り蒔付何れの方生立宜敷哉相ためさせ可被申候、仮令不生立候共土地之科ニいたさず、二三年も不絶蒔付試候様可被申付候

一琉球芋ひかんの頃種をおろし入梅へ入、壁土のこつく土をねり地面へ延置、少々かわき候節芋のつるを壺尺程宛ニ切、先キの方へ葉を三四枚残し、元の方ハ葉をこきおとし延置候土へ壺本宛しけ々々差し、鎌を以右之土をさいのめニ切り、つるの元ニ付候土をにきり付砂場へうねを立置壺尺程に少しねせ、うゑに植置候得者段々つるのひ出候を折々つまミ切可申候、つるのひ過候得者芋少ク出来候、此儀は所々砂濱ニ仕付随分心よく出来候義相違無之候間、実心を用ひ相ためさせ可被申候

右通空地之砂場江松かさハ此節并来春蒔せ琉球芋も此節種芋をかこわせ来年作付心見可申候、如此四五年不絶仕付候ハ、たとへ右之品出来方ハ不宜候共砂地早ク土ニかへり、外之品仕付之ために相成事ニ候間、能々被申含両三年之間ハ蒔付仕付之度々手代相廻し見届させ来年之様子御勘定所へ可被相届候、尤手近之場所者銅座詰其外者長崎交代之御勘定方立寄見届候様ニ茂可致候

一濱方之村々ニ而漁業不致分ハ夫たけの作間有之儀ニ付塩畑を取立焼覚候様可被申付候、汲かけニ而ハ人力も多費候義ニ付さし込、汐の仕方ニいたし可然候、若此儀不得心ニ候ハ、漁業不致たけ之隙ハ相見へ有之儀候付其隙ニ如何様之助成を可當哉、百姓存寄相尋各ニも存付有之候ハ、可被申聞候

(明和4年) 亥閏九月

上記の史料は、明和4年閏9月の浜方の村々への松苗仕立てと琉球芋の栽培、塩畑等についての覚書である。

内容は、①波打ち際での松笠(まつぼっくり)の播植の方法、②松笠の播植時期及び期間、③琉

球芋の砂浜での仕付け、④浜方村々で漁業をしない時の塩畑の取り立てについてである。①～③については、4、5年仕付けると、砂地が土に変わるので、両三年は蒔き付けて、仕付けごとに手代に確認させ、翌年の様子を勘定所へ届けること。手近の場所は銅座詰、そのほかは長崎交代の勘定方が立ち寄って確認するとしている。

長崎在勤勘定方が差木事業の見分を行っていたことが指摘されており(田原2005)、この覚書では銅座詰及び長崎在勤勘定方が見分を行う予定であったことが確認できる。銅座詰は明和3年に設置された大坂の銅座と考えられる(永積1980)。松苗の植栽、琉球芋の栽培、塩畑の実施といった殖産についての指示を行っていた。

(2) 明和4年閏9月の山添・山中村々への通達  
次に、【史料1】に続いて記されている、山添・山中村々への助成に関する通達を確認する。

【史料2】上野村文書60-5

山添并山中村々助成可相成ヶ條

一山手ハ何れ木沢山ニ付、作間之渡世板を挽材木をこなし或者曲ヶ物桶かわ屋根板片<sup>(行カ)</sup>キ板等之所作を覚させ可被申事

一山添ハ何方逆も惣躰地廣成儀ニ付、山裾谷合なたれ空地江植物差木茶樹草ニ而も益有之品を作り<sup>(マツ)</sup>覚候様得ば可被申含候、一統敷敷被申付候而も益有訳を不存候而ハ得心も薄き儀ニ候間、能々心を用ひ可被申候、差當り可然品々凡ニ認申達候

一油木之類

つはき	ささん花	とくゑ	一名 コロビ
くるミ	かや	しらき	
ゑこ	一名 チヤン		
うるし	身木与うるしをかき実ハ		
	蠟を取、木ハ細工ニ用		
はせの木	実ハ蠟を取、身木ハ弓の側木ニ		
	用ひ染物ニ成、延喜式ニ出る草		
	<sup>(種カ)</sup> 櫛染之事也		

一指木之類

すき	ひのき	さわら	
あてひ	一名 アスナラフ		
きり	かぞ	くちなし	はせうるし

右之分何も差木ニ能根付候、尤実蒔ニ而も生安品ニ候、乍去仕付方ニ心を不用候得者土地之科

ニ申成候間、此所能々勘弁可有之候  
一桑之儀者申迄茂無之仕覚候村々者格別之助成ニ  
而女童迄茂織業出来候事ニ付、下地ニ少々も有  
之所者弥相増させ不仕覚所江申含仕覚させ可被  
申付候

一楠ノ木ひよんの木一名イヌ楠梓口知石し、いすハ木  
の真を櫛ニ挽、土台柱ニ用ひ候得者櫛木ニ而至  
而年数をたもち枝ハ焚木ニ用ひ薩摩邊より當地  
へも相廻り候由ニ付、是等之留木見付次第御林  
并空地に植増候様可被致候、しゆろなどの益有  
品ニ候間、是又植増可然候、是も多出来候得者  
碇綱ニいたし此上なきものゝよし唐船綱者大方  
棕綱を用ヒ候、則ししゆろの事ニ而候、此外少し  
ツゝの益有品ハかそへかたく候間、不益之品を  
相止少シニ而も益ある品々替候様可被申含候

一草之類ニ者薬草数種有之、伊吹之もくさ、高宮  
布等名産ニ候得者、近郷之女子共迄其所作ニ懸  
り無用ニ日を不費ニ而勘弁可被致候、上品之か  
らむし道端ニ己生有之を不知、下品之麻を本畑  
ニ植る之たくひ餘り不心付事ニ候

一肥前国唐津領駒峠之邊深山方薪を伐出谷々江落  
置出水を待、麓ニ而取上津出し場江運び大坂へ  
相廻し候由候、右之通遠方より運び候而も稼ニ  
相成候上者近辺之山中より右之仕方学ひ候ハ、  
一入勝手筋も可有之候得共、右躰之儀不仕馴所  
ニ而ハ難成事と而已心得候義も可有之候間ケ様  
之筋も心付可被申候

右者何茂不及申相知候事なから往還端之様子ニ  
而者入込候山方は別而諸事疎成事も可有之儀と  
被察候ニ付、中国・九州私領ニ而及見候事等申  
達候間、百姓とも得与帰服いたし候様被申含、  
ヶ條之内取掛り候品々年々御勘定所江可被相届  
候

(明和4年)  
亥閏九月

上記の史料は、明和4年(1767年)閏9月の  
山添と山中村々の助成となる箇条として8か条を  
記している。その内容は下記の通りである。

①山手における作間の渡世として板挽き、材木  
製造、曲物などの所作を覚えさせる、②山添の山  
裾・谷合・なだれ(傾)・空地へ差木などをし、  
益のあるものを作る、③油木の類いとして、椿、  
山茶花、毒荏(コロビ)、胡桃、榿、白木、忍こ(チ  
ヤン)、漆、櫨の木がある。④指木の類いとして、  
杉、檜、榎、明檜(アスナラフ〔翌檜〕)、桐、か

ぞ(こうぞ・楮)、くちなし、はせうるし(黄櫨漆、  
黄櫨)がある。この分は差木でよく根付き、実を  
蒔いても生長しやすい。仕付けの方法に気を付け  
なければ、土地に悪影響がある。

⑤桑は村々の助成になり、女童までも織業がで  
きるので少しでも取り組んでいるところは増や  
し、やり方を覚える。

⑥楠ノ木、ひよんの木(イヌ)や櫛木は御林な  
らびに空地に植える。棕櫚などは益があるので、  
植え増しする。不益のものを止めて益のあるもの  
に替える。

⑦草には薬草が数種ある。伊吹のもぐさ、高宮  
布等は名産である。上品のからむしが道端に実生  
しているのを知らず、下品の麻を本畑に植えるの  
は気を付けていないことになる。

⑧肥前国唐津領駒峠の辺りは、深山より薪を伐  
り出し谷々へ落として出水を待ち、麓にて取り上  
げて津出し場へ運び、大坂へ廻している。このよ  
うに遠方から運んでも収入がある。近辺の山中か  
らこの仕方を学べば勝手もよくなる。

⑨以上について、中国・九州私領にて視察した  
ことを達するので、箇条の内に取り掛かっている  
分は毎年勘定所へ届けること、となる

①・⑤・⑥・⑦・⑧は木材加工等の渡世につい  
て、②・③・④は差木の方法・樹種についてであ  
る。⑨では勘定所への報告を求めている。かなり  
具体的に渡世について指示を出していたことが分  
かる。この通達も殖産を奨励するものであった。

### (3) 明和5年3月の通達に対する請書

【史料1・2】の通達に対して、村々が請書を  
提出している。

#### 【史料3】上野村文書60-5

##### 御請書

一山添并濱方村々作物植木類品々蒔植之義御書付  
を以石谷備後守様方被仰渡候段被仰付奉畏候、  
尤此義者百姓共助成ニ相成候義第一ニ思召候間  
難有奉存候、可成候身心を用ひ仕附可申候、勿  
論右蒔植候上芽出生立之様子三月、四月、八月  
中壺ヶ年三ヶ度宛村々方御届ヶ可申上候、此段  
村々被召出候而者多分之義ニ付穂積出作庄屋半  
右衛門、小坪井村庄屋要助惣代ニ被仰付候間、  
村々江申達百姓共へ不洩様申聞私共も折々心附  
候様可仕旨右兩人方申聞逸々承知奉畏候、依之

御請奉申上候以上

明和五年子三月

小堀数馬様

御役所

上記の史料は、明和5年3月に撰津国島下郡村々の庄屋・年寄が小堀数馬役所に宛てた請書である。内容は、山添ならびに浜方村々に対して作物や植木類の播植を石谷備後守（清昌）より仰せ渡された。これらを播植した上で生長の様子を3・4・8月中で1ヶ年3度ずつ村々より届ける。穂積出作庄屋半右衛門、小坪井村庄屋要助を惣代として村々へ通達し、この兩人より聞いて承知したとする。

【史料3】から【史料1・2】は、勘定奉行石谷清昌が出したものであることが分かる。

京都代官小堀氏の支配所であった撰津国島下郡の幕領・除料の村々も石谷の植林事業が通達され、植林を実施することになったのである。

#### (4) 明和4年11月の櫛の実の分配

明和5年3月の請書と前後するが、明和4年11月に櫛の実の分配が行われている。

【史料4】上野村文書60-3

(表紙)

被 仰渡書并御請書

撰州嶋下郡

村々

」

一はせの実百姓四壁の内見繕ひ壹株成とも式株成共下地之土拵、随分入念来春彼岸にいたり蒔付可申事

一はせ之芽生立候ハ、式三ヶ年之内見合山裾山寄迄之所芝地又者溜池堤里方にても実々田畑開発難成空地又ハ海邊ニ而も浪除堤等之空地江植移可申事

一実五升 嶋下郡

右者此度御代官所江蒔植させ可申旨、尤村役人にかきらず高持百姓ニ而も世話を実ニ入出情いたし候者、撰立可申付段石谷備後守殿被申渡候、徳之村々呼寄候而者彼是手間取候ニ付、諸方共一郡限惣代申付候間、一村之内随分心掛能出情可致者見立相応ニ致割符相渡シ其旨受書庄屋・

年寄奥印取之候而我等御役所可差出者也

亥

十一月 数馬

右之趣被 仰渡一通可承知仕奉畏候已上

撰州嶋下郡村々惣代

穂積出作庄屋

半右衛門

小坪井村庄屋

要助

右之趣此度惣代者を以被 仰渡委細可承知仕奉畏候、依之右はせの実を割賦惣代中より被相渡村々入手仕、向合に蒔付可申候、依之御請書連印奉差上候以上

明和四年亥十一月

撰州嶋下郡

一津屋村庄屋

平兵衛

(以下30名略)

小堀数馬様

御役所

上記の史料は、仰せ渡し書と撰津国島下郡の村々の請書である。仰せ渡し書は明和4年11月に京都代官小堀数馬が島下郡村々に宛てて出したものである。内容は下記の通りである。

①櫛の実を百姓の囲いの内で見繕い、一株でも二株でも下地の土を拵え、来春彼岸に播植する。②櫛の芽が出たならば2、3ヶ年の内見合せ、山裾山寄までの所、芝地または溜池、堤、里方の田畑を開発しがたい空地、または海辺でも浪除堤等の空地へ移植する。③島下郡の分の実5升の蒔き付けについて、村役人に限らず、高持百姓でも出精した者を選び立てるように石谷備後守（清昌）から申し渡された。一郡ごとに惣代を申し付けて、一村の内で見掛けがよく出精する者を見立て、相応に割賦をして渡すとある。この仰せ渡し書の内容について、撰津国島下郡村々惣代の穂積出作庄屋半右衛門・小坪井村庄屋要助が承知したとしている。

続いて、明和4年11月、撰津国島下郡一津屋村庄屋平兵衛ほか30名が請書を出している。上記について、惣代をもって仰せ渡され、承知した。これにより、上記の櫛の実を割賦し、惣代から渡され、村々が入手して頃合いに蒔き付ける。これにより請書を連印して差し上げるとしている。

石谷清昌は、明和4年12月26日、「長崎より帰府之時、摂河両国榎並筋水災の地巡見し」(註3)とあり、長崎から江戸へ移動する途中に、摂津・河内両国の榎並筋水災の地を巡見している。石谷が小堀氏支配所も訪れた可能性がある。

櫨については、日向国奈須山で「櫨之仕立方」を行っていたことが確認される(田原2005)。石谷は九州から櫨の栽培を取り入れて通達していたのである。櫨実の分配は北遠地方でも行われていた(佐藤1980)。差木だけでなく、櫨実からの栽培も指示され、実施することになったのである。石谷は櫨から蠟を取る殖産のために植え付けを指示したことが考えられる。

#### 4. 上野村における植林の実施状況

小堀氏支配所は石谷の通達を受けて、明和4年11月と同5年3月に請書を出した後から植林を実施している。その成果が翌明和6年7月にまとめられている。ここでは上野村における植林の実施状況を検討する。

##### (1) 明和6年7月の状況

まず、明和6年7月の状況から確認する。

##### 【史料5】上野村文書 38-1

(表紙)  
 此通七月ノ十九日ニ  
 明和六年 惣代小坪井村要助へ  
 相渡し候ひかへ長  
 諸木植差はせの実蒔植芽出シ員数書上帳  
 摂州嶋下郡上野村  
 丑七月

一はせ 拾三本  
 是者先達而御渡被為 成候実蒔附候処、去ル子  
 春芽出シ仕候ニ付植移仕置候

一植杉 拾本  
 是者去ル子年苗木三拾本植附候内書面之拾本根  
 付仕候得共空地無御座候ニ付植移不仕候

一差きり 式本  
 是者去ル子年夏至中ニ差木仕候処植附申候「此  
 節五尺計ニ生立御座候」得共、空地無御座ニ付  
 植移不仕候

一植杉 八本  
 是者當丑春苗木式拾本植附仕候内、書面之通根  
 付仕候得共、空地無御座候ニ付植移不仕候

一くちなし 拾本  
 是者當丑夏至中ニ差木仕候得共、土用前方永早  
 ニ付根付之程難相知、此段追々御届奉申上候  
 一藍作之儀小坪井村ニ生立御座候得者相老作付仕  
 生立否之様子時節ニ御届奉申上候  
 一右之外油木類植差仕候空地無御座候、併兼而被  
 為 仰付候趣常々心掛罷居候  
 一御林無御座候  
 右之通相違無御座候 以上

嶋下郡上野村

明和六年丑七月 庄屋忠左衛門◎

年寄四郎兵衛◎

百姓惣代市郎右衛門◎

小堀数馬様

御役所

上記の史料は、明和6年7月に上野村庄屋・年寄・百姓惣代が植林の状況をまとめて、小堀数馬役所に提出したものである。植栽した樹種と活着本数は、①櫨13本、②杉10本、③桐2本、④杉8本、⑤くちなし10本である。⑥藍は小坪井村を参考にして行い、その結果を届け出るとする。

それぞれの内容をみると、①は渡された実を播種し、明和5年春に芽を出したので移植した。②は明和5年に苗木30本を植えた内で書面の10本が根付いたが、空地が無いため移植していない。③は明和5年夏至中に差木をして植え付いた(5尺ほどに生長)が、空地がないため移植していない。④は明和6年春に苗木を20本植え付けた内で書面の通り根付いたが、空地が無いため移植していない。⑤は明和6年夏至中に差木をしたが、土用前より早魃が続き、根付の様子が分からないため追って届ける、とする。

上記の樹種は、⑥藍を除いて、石谷の通達に含まれている。櫨の栽培は指示されていたが、それ以外の樹種はなぜ選択したのだろうか。まず、杉・桐は建築用材等のために植栽したことが考えられる。くちなしは漢方薬や黄色染料で使われ、櫨と同様に殖産のために植栽したのではないか。

そして、翌明和7年7月にも同じ内容の書上帳を作成している。

##### (2) 明和7年7月の状況

明和7年7月の「諸木植差馬旧の実蒔植芽出員数書上帳」は、惣代の小坪井村要助が出した案紙

である。表紙にはこの通りにはしていないと記されている（註4）。

この案紙を元にして、上野村が作成した書上帳は下記の通りである。

【史料6】上野村文書 38-3

〔表紙〕  
「 明和七年

諸木植差馬旧の實蒔植芽出シ<sup>(具カ)</sup>角数書上帳  
撰州嶋下郡  
上野村

寅

七月

此通も相認七月廿三日小坪井村要助へ  
夫茂八 〕

去丑春苗木植付

一植杉

六本

是者去丑春拾本植付候内書面之通根付申候、當時  
耆尺三、四寸ニ生立申候

同年夏至中差木

一くちなし

是ハ去丑夏至中ニ拾五本差木仕候得共、去ル土  
用前方早続申候ニ付、招失根付不申候

當寅春苗木植付

一植杉

是者當寅年植付可仕候処、右丑年根付候分空地  
無御座候ニ付、未植移不仕候故當寅年者苗木植  
付不仕候

同年差木

一くちなし

同断

一差桐

右くちなし差桐之儀時節ヲ以少々指木仕候得  
共、當早魃ニ付段々招失根付不申候

當春蒔附

一はせ

是者當春御渡被成候実村内ニ而蒔附申候処穿  
出仕候得共、當早魃ニ而段々招失申候

一右之外油木類植差之儀兼而被 仰渡候趣常々心  
懸ヶ候得共、何分土地ニ難生立別而空地無御座  
候

當寅彼岸蒔附

一藍作之儀者土地ニ難生立候ニ付、乍恐一向蒔附  
不仕候

右之通相違無御座候以上

撰州嶋下郡

上野村庄屋

忠左衛門

年寄

四郎兵衛

惣百姓代

市郎右衛門

小堀数馬様

御役所

この時は、杉が6本、くちなし・杉・桐・樅が  
0本、藍は蒔き付けしていなかった。明和7年以  
降の記録は管見の限り確認できない。明和7年の  
植林の状況は芳しくはなく、この年で植林が終  
ったことが考えられる。

### 5. おわりに

以上、撰津国島下郡の小堀氏支配所における勘  
定奉行石谷清昌の植林事業の展開を検討してきた。  
最後に本稿の内容をまとめておきたい。

明和4年閏9月に植林を中心とした殖産事業  
を、同年11月に樅の実の分配を村々へ通達した。  
この通達を受けて、上野村は樅・杉・桐・くちな  
しを植林した。これは石谷が指示していた樹種に  
含まれている。その土地に合わせた樹種を選択し  
て植栽したのではないかと推察される。しかし、植  
林の結果は芳しいものではなく、ほとんどが活着  
しなかった。明和7年より後に植林を実施した形  
跡は確認できない。北遠地方や信州伊那山の差  
木事業が不調に終わっているのと同様である。

本稿は石谷清昌の植林事業について、先行研  
究に対して、①山林地域・林業地帯だけではなく、  
平野部で行われていたこと、②小堀氏支配所の  
上野村では植林が明和期のみ実施され、継続し  
なかったこと、③除料でも実施されたことを指  
摘した。北遠地方の造林政策は、治山・治水を  
目的に設定され、年貢増徴の意図もみられると  
いう（佐藤1980）。上野村の植林事業は、特  
に殖産を目的としたものであり、除料でも殖  
産を目指したことは仙洞料の年貢増徴にもつ  
ながり、上皇の収入にも関わっていくという  
点で意義があった。

小堀氏支配所の上野村以外での植林につ  
いては今後確認していきたい。

## 註

- 1) 上野村文書 60-3 (茨木市立文化財資料館所蔵、以下同)。各村の支配高と相給状況は木村礎校訂『旧高田領取調帳 近畿編』(近藤出版社、1975年)参照。
- 2) 宝暦7年(1757年)の小堀数馬の支配所・高は山城・河内・摂津国で9万900石余で、御賄料預りが山城・摂津・丹波国で8400石余であった(「宝暦御料高」〔「向山誠斎雑記及雑綴」大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成 下巻』吉川弘文館、2008年収録〕)。摂津国島下郡の小堀氏支配所のみではなく、他の支配所でも植林事業を実施していた可能性があるが、今後の課題である。また、石谷の植林事業が小堀氏管理の禁裏料でも実施されたのかについても今後の課題である。
- 3) 「略譜」石谷氏の項(国立公文書館所蔵、同館デジタルアーカイブ使用)。
- 4) 上野村文書 38-2。

## 参考文献

- 佐藤孝之 1980 「近世中期の幕府造林政策と村方の対応—宝暦～安永期・北遠地方を事例として—」 徳川林政史研究所『研究紀要』昭和55年度 pp. 167-200
- 田原昇 2005 「長崎奉行兼帯勘定奉行石谷清昌による差木事業—信州伊那山を事例に—」 徳川林政史研究所『研究紀要』第39号 pp. 55-77
- 高橋伸拓 2011 『近世飛騨林業の展開—生業・資源・環境の視点から—』 岩田書院
- 永積洋子 1980 「大坂銅座」『国史大辞典 第二巻』吉川弘文館 p586
- 茨木市史編さん委員会 2009 『新修茨木市史 第五巻史料編近世』 茨木市 p347